

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律」の 成立にあたって

2013年（平成25年）12月10日
特定非営利活動法人・適格消費者団体
消費者機構日本

12月4日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律案」が参議院において全会一致で可決され、同法が成立しました。

この法律は公布後3年以内に施行され、共通原因で相当多数の消費者に生じた財産的被害を回復することができるようになります。一定の要件を満たす消費者団体（特定適格消費者団体）が提訴し、第一段階目で事業者の法律上の義務が確認された後に、第二段階目で被害者が手続きに参加すればよい仕組みです。消費者にとっては、帰趨のはっきりしない段階で自ら提訴する必要はなく、被害回復に要する費用もこれまでと比べ低廉になります。消費者被害の回復をすすめられる画期的制度です。本法の立案、審議に携わられた多くの皆様にあらためて深く感謝申し上げます。

この制度が適切に活用されるためには、あらたに認定を受けることになる特定適格消費者団体への財政面・情報面での支援が不可欠となります。

財政面での支援については、訴訟時に特定適格消費者団体による立替となる費用（仮差押えを行う場合の担保金、弁護士の着手金、第二段階目の通知広告費用）への無利子・低利子の融資制度が最低限必要です。また、特定適格消費者団体の公益的役割を勘案してのなんらかの補助も検討が必要です。

情報面での支援については、国民生活センターや消費生活センターとの日常的な連携により、本制度の対象となりうる事案についての情報提供が受けられるような仕組みづくりが必要です。加えて、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）からの情報提供について、現行の消費者団体訴訟制度における情報提供に加え、その範囲（事案の処理結果の提供）や迅速性の向上（PIO-NET 端末の特定適格消費者団体への配置等）について検討が必要です。消費者庁をはじめ関係者の皆様にご理解をいただき、制度整備がすすめられますよう切にお願いするものです。

当機構は、消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として、これまで不当な事業者の行為に対する差止請求の活動をすすめてまいりました。一方、被害救済をはかることはできないという現行制度の限界を痛感しておりました。本法の施行にあわせ、特定適格消費者団体としての認定をうけられるよう、準備を着実にすすめてまいる所存です。引き続き皆様のご支援をお願い申し上げます。

以上